

定款

一般財団法人 大和松寿会

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人 大和松寿会 と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、難治性疾患・結核性疾患・生活習慣病・職業病その他の疾病の予防、及び治療を含む医療に関する事業を行い、以って広く国民の健康保持、増進に寄与貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 診療所を設置し、難治性疾患・結核性疾患・生活習慣病・職業病などの診療並びにセカンドオピニオンの実施
- (2) 難治性疾患・結核性疾患・生活習慣病・職業病などの予防・早期発見・治療を目指した学校・事業所及び一般住民に対する一般集団検診・特殊健康診断及び特殊検査の実施と健康管理並びに健康増進を図る活動
- (3) 社会福祉法に基づく生活困窮者に対する低額又は無料診療並びに厚生労働省指定特定疾患治療研究事業の特定疾患医療受給者証に関わる活動
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (5) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (6) 児童福祉法に基づく障害児相談事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 資産及び会計

(設立者及び財産の拠出)

第 5 条 設立者の名所及び住所並びに拠出をする財産及びその価額は以下のとおりとする。

氏 名	加 藤 拓 実
住 所	京都市伏見区深草下川原町 7 9 番地
財 産	現金 価額 金 500 万円

(基本財産)

第 6 条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な第 5 条の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第 7 条 この法人の事業年度は、毎年 2 月 1 日に始まり翌年 1 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 8 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 9 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第 4 章 評議員

(評議員の定数)

第 10 条 この法人に、評議員 3 名以上 7 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 11 条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ. 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ. 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ. 当該評議員の使用人

ニ. ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ. ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ. ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ. 理事

ロ. 使用人

ハ. 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ. 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(評議員の権限)

第 12 条 評議員は、評議員会を構成し、第 16 条に規定する事項の決議に参画するほか、法令の定めるその他の権限を行使する。

(評議員の任期)

第 13 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 14 条 評議員には、評議員会に出席の都度、謝金（報酬）を支払うことができる。ただし、出席 1 回当たり 30,000 円以内、年間支給総額 180,000 円以内とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 計算書類等の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 17 条 評議員会は、定時評議会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時評議員会は、必要がある場合にいつでも開催することができる。

(招集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 に以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 20 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役員

(役員の設定)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 7 名以内
- (2) 監事 2 名以内

- 2 理事のうち 1 名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、3 名以内を業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第 22 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 前項で選定された代表理事は、理事長とする。
- 4 理事会は、その決議によって第 2 項で選定された業務執行理事の中から、副理事長、専務理事及び常務理事を選定することができる。

- 5 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事たる理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表する。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。
 - 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。
 - 5 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき又は専務理事が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 6 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会において報告するものとする。

(監事の職務及び権限)

- 第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第 25 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
 - 3 任期満了前に退任した役員の前補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 役員は、第21条第1項に定める役員の数に欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

- 第 26 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行うものとする。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 27 条 理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

(取引の制限)

第 28 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益は相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除及び限定)

第 29 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（「以下「一般法人法」という。」）第 198 条において準用される第 111 条第 1 項の役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第 2 節 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 代表理事及び業務執行理事の選任及び解任
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任

- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 第 29 条の責任の免除

(種類及び開催)

第 32 条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度に 2 回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき
 - (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の要請があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
 - (4) 監事が必要と認めて代表理事に招集の請求があったとき。
 - (5) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

(招集)

第 33 条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第 3 項第 5 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第 3 項第 3 号により招集する場合は、理事が、前条第 3 項第 5 号により招集する場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 代表理事は、前条第 3 項第 2 号または 4 号に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を臨時理事会の日として招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催の 5 日前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

- 2 代表理事に事故のあるとき、又は代表理事が欠けたときは、当該理事会において議長を選出する。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、この定款に規定するものを除き、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 36 条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議をとなえたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 37 条 理事及び監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに記名押印するものとする。

第 9 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 39 条 この定款は、評議員会において議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(合併等)

第 40 条 当法人は、評議員会において議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 41 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 42 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第 10 章 公告の方法

(公告)

第 43 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 附則

(設立時評議員)

第 44 条 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員	久 木 康 裕
設立時評議員	田 宮 梨 恵
設立時評議員	河 田 真由美

(設立時役員)

第 45 条 この法人の設立時理事、及び設立時監査役は、次のとおりとする。

設立時理事	笠 松 英 子
設立時理事	加 藤 拓 実
設立時理事	高 橋 宏 至
設立時代表理事	笠 松 英 子
設立時監査役	丹 羽 治 次

(法令の準拠)

第 46 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般財団法人 大和松寿会 設立のため、設立者の定款作成代理人たる
司法書士 上野剛史は、電磁的記録である本定款を作成し、次に電子署名する。

令和 2 年 7 月 9 日

京都市伏見区深草下川原町 7 9 番地
設立者 加 藤 拓 実

上記設立者の定款作成代理人
司法書士 上 野 剛 史